

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第3回定例会提出予定議案の説明

(9) 議案第136号 ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について

資料1 議案第136号 ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について

別紙 指定管理予定者の選定結果について

令和7年8月28日

健康福祉局

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館				
(2) 所在地	川崎市川崎区大島1丁目8番6号				
(3) 設置条例	川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例、川崎市身体障害者福祉会館条例				
(4) 設置目的	<p>【ふじみ園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護事業は、障害者総合支援法第5条第7項の規定に基づき、在宅の障害者に対して、日常生活上の支援や創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行い、利用者の自立の促進や在宅生活の質の向上を図ることを目的とする。 ・就労継続支援事業は、障害者総合支援法第5条第14項の規定に基づき、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする。 <p>【川崎市南部身体障害者福祉会館】</p> <p>身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>				
(5) 施設の事業内容	<p>【ふじみ園】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者総合支援法第5条第7項に規定された生活介護事業に関する事 (2) 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業に関する事 (3) 施設等の維持管理に関する事 (4) 設置目的を達成するために必要な業務に関する事 <p>【川崎市南部身体障害者福祉会館】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉会館の運営等に関する事 (2) 利用の許可に関する事 (3) 福祉会館の利用等の報告に関する事 (4) 本市所有の備品等器具の管理及びこれらの使用に関する事 (5) 障害者総合支援法第5条第7項に規定された生活介護事業に関する事 (6) 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業に関する事 (7) 自動販売機の設置・管理に関する事 (8) 施設の維持管理に関する事 (9) 設置目的を達成するために必要な業務に関する事 				
(6) 現在の管理者	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団				
(7) 現在の管理運営費	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(令和7年度)</td> <td style="text-align: right;">32,036,000円</td> </tr> <tr> <td>(指定期間計)</td> <td style="text-align: right;">160,180,000円</td> </tr> </table>	(令和7年度)	32,036,000円	(指定期間計)	160,180,000円
(令和7年度)	32,036,000円				
(指定期間計)	160,180,000円				

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団	
所 在 地	川崎市高津区久地3丁目13番1号	
代 表 者 名	理事長 佐川 道夫	
設 立 年 月	昭和61年2月1日	
基 本 財 産 又は資本の額	100億8,358万2,325円	
職 員 数 又は従業員数	理事6人、監事2人、職員975人	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
事 業 概 要 (令和6年度)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者支援施設の経営 (2) 特別養護老人ホームの経営 2 第二種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者福祉センターの経営 (2) 障害福祉サービス事業の経営 (3) 地域活動支援センターの経営 (4) 一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営 (5) 老人短期入所事業の経営 (6) 老人デイサービス事業の経営 (7) 介護保険法に基づく第1号通所介護事業の経営 (8) 老人介護支援センターの経営 (9) 保育所の経営 (10) 児童厚生施設（児童館）の経営 (11) 放課後児童健全育成事業の経営 (12) 地域子育て支援拠点事業の経営 (13) 障害児通所支援事業の経営 3 公益を目的とする事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居宅介護支援事業の経営 (2) 地域包括支援センターの受託 (3) 川崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業の受託 (4) 地域生活支援事業の受託 	
決 算 (令和6年度)	事業活動収入計(1)	6,585,065,790円
	事業活動支出計(2)	6,429,403,483円
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	155,662,307円
	施設整備等収入計(4)	49,548,938円
	施設整備等支出計(5)	343,389,874円
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△293,840,936円
	その他の活動収入計(7)	86,418,155円
	その他の活動支出計(8)	62,772,824円
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	23,645,331円
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	△114,533,298円
	前期末支払資金残高(11)	4,920,288,714円

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事業内容
障害者支援に対する考え方、方向性、取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域での障害者福祉の増進を目指し、地域の障害者団体等が活発に活動できるよう活動拠点や交流の場を提供 (2) 障害者が生活しやすい地域を目指し、地域住民向け入門講習会や社会福祉教室等を実施するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアの育成 (3) 利用者の意思決定を尊重した支援を行うとともに、利用者の障害特性と個別ニーズに即した支援の実現と常に利用者の心身の状態変化に配慮した支援の実施 (4) 利用者の自立支援のため、日中活動の様々な場面において利用者本人が自己決定を積む機会の創設 等
施設運営計画(提供するサービスの考え方、日課等)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者福祉の啓発普及事業及びボランティアの育成 (2) 障害者及び福祉関係者等が実施する会議、研修会等のための会議室等の提供による地域福祉の啓発 (3) 障害の状況に合わせて工程を工夫することで誰もが取り組めるよう配慮し、製品販売会に参加し自ら販売することで働く喜びを感じられるような作業支援の実施 (4) 利用者の身体機能低下防止のための機能訓練と月1回の外出等を行うなどの日常生活支援や、創作的活動やレクリエーション活動等を行う活動支援の実施 (5) 対人コミュニケーションや集団でのルール等に関するソーシャルスキルトレーニングを行い、特性を生かしつつ、円滑な地域生活の実現に向けた支援の実施 等
他機関等との協同・連携についての考え方について	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の障害者団体等の責任者と密に情報交換を行い、地域に根付いた施設運営の実施 (2) 就労希望のある方に対する地域就労援助センター等との連携による総合的な支援の実施 等
危機管理・安全管理・虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設全体での避難訓練の実施やBCPの作成のほか、震災時に利用者の安全を確保するため、転倒物の点検や建物内の崩落箇所など日頃から点検を行い、必要な修繕を行うとともに、非常食を備蓄 (2) 災害(火災・地震、水害等)から利用者の生命を守り、安全を確保するため、災害時の役割組織図等の作成、消防計画に基づく安全点検・安全指導、防災設備点検、安全管理のほか、簡易トイレ、防寒シート、ランタン等の防災備品を確保 (3) 日頃から支援内容の点検を行うとともに、事故報告書やヒヤリハット報告書を活用し、事故の未然防止を徹底

	(4) 虐待防止委員会及び権利擁護委員会の実施のほか、「権利擁護要領」、「虐待防止マニュアル」、「虐待防止のための指針」や「身体拘束の適正化に関する指針」を定め、職員に対し周知を徹底 等
個人情報保護	(1) 「個人情報保護要綱」などの遵守及び必要な研修等の実施等
上乗せ提案	(1) 会館利用の障害者団体、ボランティア団体、他各種団体などの日頃の活動や成果をフェスティバルなどの行事を通して地域に紹介して地域理解や交流の深化を図るほか、会館事業の普及・啓発の推進 (2) 利用者本人の経験値や成育歴、これまでの行動等から、人間像を確立していく作業を行い、意思決定支援を実施 (3) 地域相談支援センターや地域就労援助センター、就労定着支援事業所と連携し、地域への障害理解のための啓発活動等を通して、福祉施設から一般就労への移行を推進 等

6 収支計画

(単位：千円)

【ふじみ園】

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合 計
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収 入	156,092	156,092	156,092	156,092	156,092	780,460
給付費等	147,761	147,761	147,761	147,761	147,761	738,805
利用料金	3,751	3,751	3,751	3,751	3,751	18,755
その他	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580	22,900
支 出	142,246	142,593	142,930	143,833	143,609	715,211

【川崎市南部身体障害者福社会館】

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合 計
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収 入	99,636	99,636	99,636	99,636	99,636	498,180
指定管理料	26,961	26,961	26,961	26,961	26,961	134,805
給付費等	70,859	70,859	70,859	70,859	70,859	354,295
利用料金	1,086	1,086	1,086	1,086	1,086	5,430
その他	730	730	730	730	730	3,650
支 出	94,715	93,470	93,691	94,482	94,131	470,489

ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

説明会参加：0 団体

応募団体：1 団体（社会福祉法人川崎市社会福祉事業団）

2 民間活用事業者選定評価委員会指定管理障害者施設部会委員

赤塚 光子 （元立教大学コミュニティ福祉学部 教授）

新井 努 （公認会計士）

鬼塚 香 （駒澤大学文学部社会学科 准教授）

柳田 正明 （山梨県立大学人間福祉学部 教授）

渡部 匡隆 （横浜国立大学大学院教育学研究科 教授）

3 選定理由

次期指定管理業務に関して仕様書に沿った提案がなされており、事業や収支の計画も妥当と言える。また、会館機能を活用して、地域の障害者福祉の増進に向けて障害者団体等の活発な活動のための活動拠点や交流の場を提供するとともに、作業室における利用者支援では、利用者の意思決定を尊重した支援、個々の障害特性とニーズに即した支援と常に利用者の心身の状態変化に配慮した支援を行い、ふじみ園における利用者支援では、日中活動の様々な場面において利用者本人が自己決定を積む機会を作ることで利用者の自立支援を行うなど、当該施設の設置目的や第5次ノーマライゼーションプラン等を踏まえた提案を評価し、当該団体を選定した。

4 審査結果（※基準点855点以上）

選定基準	配点	指定管理予定者
①施設の設置目的の達成及びサービスの向上	475点	307点
②施設機能の発揮と管理経費の縮減	350点	210点
③事業の安定性及び継続性の確保への取組	250点	154点
④応募団体自身に関する事項	150点	100点
⑤応募団体の取組に関する事項	125点	75点
⑥その他の事項	75点	47点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)	/	53.4375点
合 計	1,425点	946.4375点

5 提案額

年 額 26,961,000円 (1年間)

指定期間計 134,805,000円 (5年間)